

石川県男女共同参画審議会 小委員会設置要綱（案）

石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱（案）

（趣 旨）

第 1 条 石川県男女共同参画推進条例第 1 8 条第 1 2 項の規定に基づき、石川県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（目 的）

第 2 条 石川県における男女共同参画計画を変更するに当たり、専門的、集中的に審議するため、審議会の中に次のとおり小委員会を設置する。

小委員会名	審 議 事 項
第一小委員会	あらゆる分野における女性の活躍推進
第二小委員会	安全・安心な暮らしの実現
第三小委員会	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

（委 員）

第 3 条 小委員会は、審議会会長が指名する委員をもって構成する。

（委員長）

第 4 条 小委員会に委員長を置き、委員長は審議会会長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 小委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（委員長会議）

第 6 条 審議の状況を確認するため、委員長会議を開くことができる。

2 委員長会議は、審議会会長が招集し、会議の議長となる。

（解 散）

第 7 条 小委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 日から施行する。